

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

振り込め詐欺等の被害者の救済

振り込め詐欺などの被害金が金融機関に滞留している問題を受け、平成19年12月14日、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下、「振り込め詐欺救済法」という。)が議員立

法により可決、成立し(同月21日公布。平成19年法律第133号)平成20年6月21日より施行された。

この振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺などの被害者救済のため、預金債権などの失権手続・被害回復分配金の支払手続などを定めるものであり、これにより振り込め詐欺などの被害者の財産的被害の迅速な回復が期待される。

2 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

犯罪被害救援基金による奨学事業

財団法人犯罪被害救援基金において、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与などを行っている。

平成19年度事業報告書

「奨学金(月額)の給与」

(総括表)

区分	小学生	中学生	高校生	大学生	計
継続	86	90	102	66	344
新規	29	13	2	6	50
計	115	103	104	72	394

出典：財団法人犯罪被害救援基金ホームページ

現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察庁において、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう指導している。また、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導している。

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

今後とも都道府県警察に対して、犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導していく。

刑事事件の証人等に対する給付制度

法務省において、証人などが危害を加えられた場合などに、各種給付を行っている。

種類 年次	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和36年	2	4,050	1	6,528				
昭和39年					1	1,020,000	1	61,200
昭和44年	1	35,204	1	19,813				
昭和58年	1	5,050						
平成18年	1	37,610						

提供：法務省

犯罪被害者等給付金の申請・裁定・決定状況

区分	年度別	17年度	18年度	19年度	前年比
申請に係る被害者数(人)		465	491	448	- 43
裁定に係る被害者数(人)		412	458	445	- 13
	支給裁定に係る被害者数	394	435	407	- 28
	不支給裁定に係る被害者数	18	23	38	+ 15
仮給付決定に係る被害者数(人)		30	20	15	- 5
裁定金額(百万円)		1,133	1,272	932	- 340

提供：警察庁

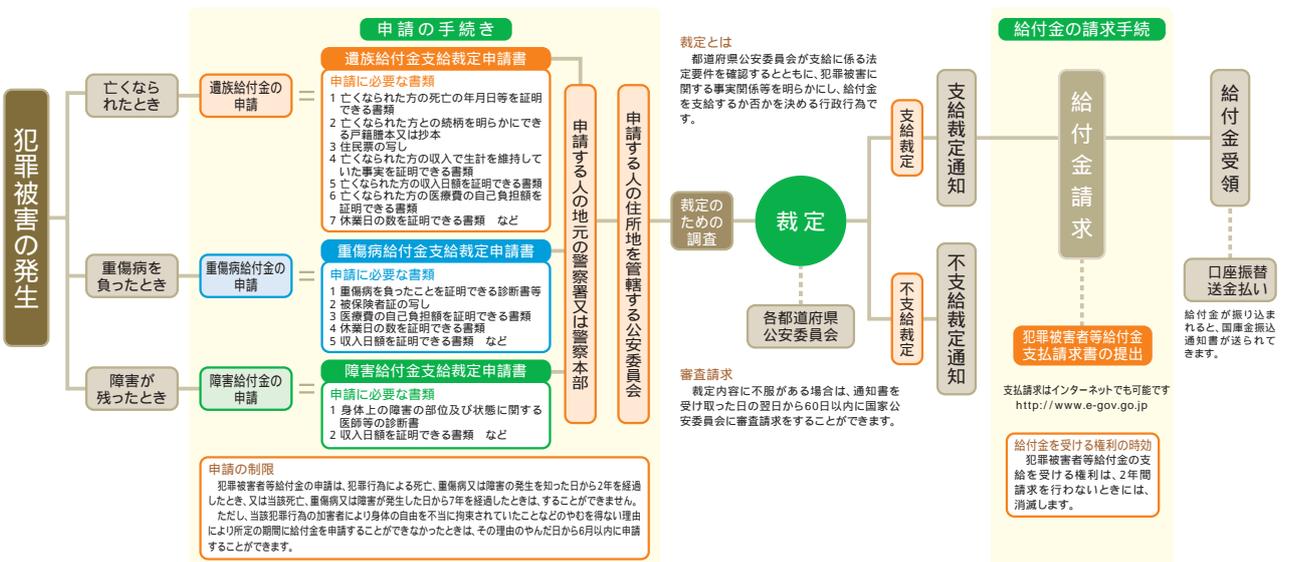
司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により支給し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている。

犯罪被害給付制度



給付の流れ



提供：警察庁

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和した。

経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

内閣府において、推進会議の下に、「経済的支援に関する検討会」を設置し、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその

財源などについて検討を行った。

同検討会においては、平成19年5月に犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充やカウンセリングについての配慮などを内容とする中間取りまとめを行い、中間取りまとめに対する国民からの意見募集の結果を踏まえ、同年9月に最終取りまとめを行った（P17 コラム2「3つの『検討会』の最終取りまとめ」参照）。

警察庁において、3つの検討会の最終取りまとめを踏まえ、平成20年2月1日、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年4月11日成立、同月18日公布。平成20年法律第15号）。この改正により、休業による損害を考慮した額が重傷病給付金（又は遺族給付金）に加算されることとされたほか、改正法に基づく政令により重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金や生計維持

平成20年7月施行の制度改正の概要

犯罪被害給付制度の拡充		
遺族給付金 被扶養家族である遺族について重点的引上げ 最高額を自賠償並みに引上げ、最低額も引上げ 扶養家族の数など負担の大きさに配慮	生計維持関係にある遺族に対する引上げ 1,573.0万円～416.0万円 [例] 45歳・生計維持関係遺族4名の場合 1,508万円～559万円	2,964.5万円～872.1万円 2,842万円～1,960万円
障害給付金 重度後遺障害者について重点的引上げ 最高額を自賠償並みに引上げ、最低額も引上げ 平均収入が低い若年層の給付水準が不当に 低額とならないよう配慮	重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する引上げ 1,849.2万円～378.0万円 [例] 20歳未満・常時介護1級の場合 710.2万円～482.4万円	3,974.4万円～1,056.0万円 2,188.8万円
重傷病給付金 重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を 考慮した給付（自賠償の上限を参考）	医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算 （120万円を上限）	
民間団体の活動の促進		
民間団体全体の全国的な事業水準の向上と 均質性の確保 民間団体やその全国的な傘団体への援助	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等（その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定める。） 国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等 	
広報啓発活動の推進		
広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が 必要	<ul style="list-style-type: none"> 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動 	
法律の題名及び目的規定の改正		
法改正による支援内容の拡充を反映した題名 犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚	<ul style="list-style-type: none"> 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正 目的に、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加 	

提供：警察庁

関係のある遺族に対する遺族給付金が引き上げられるなど、給付水準の拡充が図られている(同年7月1日施行)(P34 コラム3「改正『犯罪被害者支援法』(「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」)について」参照)。

COLUMN 3

改正「犯罪被害者支援法」(「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」)について

【経緯】

基本計画において、検討を要する施策の中で、
 犯罪被害者等に対する経済的支援を手厚くするための制度
 必要な支援等を途切れることなく受けることのできる体制作り
 民間被害者支援団体に対する援助の在り方
 などについては、3つの検討会(「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」、「民間団体への援助に関する検討会」)において検討が行われ、平成19年11月に「最終取りまとめ」が決定されました。

警察庁においては、この「最終取りまとめ」に従った施策を実施するために、犯罪被害給付制度の拡充、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体の自主的な活動の促進、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の推進等を図るための所要の規定を整備する「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を立案しました。同法案は、第169回通常国会に提出され、衆・参両院ともに全会一致で可決、成立(同20年4月11日成立、同18日公布)し、法律の改正に伴う関係政令等も整備され、同年7月1日から施行されています。

ここでは、今回の改正の概要について、述べていきます。

【法律の題名と目的規定の改正】

改正前の法律の題名は、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」でしたが、この題名については、犯罪被害者等給付金(以下「給付金」という。)を支給する目的が明確でないため、給付金が恩恵的なものであるとの誤解を与えたとの指摘があり、「経済的支援に関する検討会」においても、犯罪被害給付制度の趣旨を反映した題名に改めるべきであるとされました。そこで、犯罪被害者等を支援するという給付金の目的を明らかにするために、法律の題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(略称「犯罪被害者支援法」)に改めました。

また、改正前の法律の目的は、犯罪被害者やその遺族が受けた「犯罪被害等の早期の軽減に資すること」とされていましたが、基本法では、被害の軽減だけでなく、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」についても、犯罪被害者等のための施策の基本理念とされているところであり、「経済的支援に関する検討会」においても、この基本理念に立脚して犯罪被害給付制度を拡充すべきであるとされました。そこで、法律の目的に「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加しました。

【犯罪被害給付制度の拡充】

休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算

犯罪被害給付制度においては、加療1月以上かつ入院3日以上の中傷を負った犯罪被害者に中傷病給付金を支給していますが、改正前の法律では、この中傷病給付金の額は、保険診療による医療費の自己負担相当額とされていました。

しかし、中傷病を負った犯罪被害者には、その療養のため休業を余儀なくされ、その結果、収入が減少する者もいることから、「経済的支援に関する検討会」において、こうした方に対しては、「自賠償の傷害事故に係る支払額の上限を参考として、新たに休業損害を考慮した一定の支給を行うことを検討すべきである」とされました。

そこで、重傷病の療養のため休業を余儀なくされた犯罪被害者に対しては、政令で定める額（120万円）を上限として、保険診療の自己負担相当額に、収入を得ることができない日数や減少した収入の額を勘案した額を加算した金額を、重傷病給付金として支給することとしました。

給付金の申請期間の特例の創設

改正前の法律では、給付金の申請は、犯罪行為による死亡等の被害の発生を申請者が知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができないとされ、この期間の定めは、例外がないものとされていました。

しかしながら、犯罪被害者等の責めに帰ることができない、やむを得ない理由のために期間内に申請を行うことができなかった場合についても、一律にこの申請期間の定めを理由として給付金が支給されないのは犯罪被害者等に酷であるとして、「経済的支援に関する検討会」において、「現行の犯罪被害給付制度の申請期間（2年、7年）を維持しつつ、やむを得ない事情で申請ができなかった場合に特例的に申請を認めることができるよう、制度の見直しを検討すべきである」とされました。

そこで、例えば、加害者により身体を自由を不当に拘束されていた場合など、やむを得ない理由により所定の申請期間を経過する前に給付金の申請をすることができなかったときは、2年、7年という期限が過ぎていたとしても、その理由がやんだ日から6月以内に限り、例外的に申請をすることができることとしました。

「生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金」と「重度後遺障害者に対する障害給付金」の引上げ（政令事項）

「経済的支援に関する検討会」においては、犯罪被害給付制度に関し、「特に深刻な状況に置かれた犯罪被害者等に重点を置きつつ、給付水準の抜本的な引上げを図るべきである」として、遺族給付金や障害給付金の給付水準を引き上げるべきとされました。

具体的には、遺族給付金については、「被害者の被扶養家族である遺族に対する遺族給付金について、その経済的打撃が大きいことから、特に扶養家族の数など負担の大きさにも十分な配慮を加えつつ、引上げを図るべき」とされました。また、障害給付金については、「その稼働能力の喪失、減退の程度等を考慮し、重度後遺障害者を対象とする障害給付金について、重点的な引上げを行うべき」とされ、その場合、平均収入が低い若年層の給付水準が不当に低額となることのないよう特に配慮が必要であるとされました。そして、これらの引上げの水準については、その最高額について、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責」という。）並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引上げを図るべきとされました。

そこで、遺族給付金については、生計維持関係のある遺族の数に応じて給付金の額を定めることとした上で、その最高額を約1,600万円から自賠責並の約3,000万円まで引き上げるなど、「生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金」の最高額を抜本的に引き上げました。また、障害給付金については、障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から自賠責並の約4,000万円まで引き上げるなど、障害等級第1級から第3級までに該当する「重度後遺障害者に対する障害給付金」の最高額を抜本的に引き上げました。

さらに、最低額についても引上げ、特に、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者の場合には、大幅な引上げを図りました。

これらの改正は、給付金の算定に用いる給付基礎額と倍数の改定により実施できる事項であることから、政令の改正により実現が図られました。

【犯罪被害者等に支援を行う民間団体の活動の促進】

犯罪被害者等への早期援助には、警察だけでなく、民間被害者支援団体が重要な役割を果たしています。

しかし、現状では、各団体の活動の内容や質にばらつきが見られ、「支援のための連携に関する検討会」においても、民間被害者支援団体全体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保を図る必要が指摘され、そのために、支援に当たる者の研修等に関して、国や地方公共団体が、民間被害者支援団体やその全国的傘団体である全国被害者支援ネットワーク^(注)に対して援助を行うべきであるとされました。

そこで、都道府県公安委員会が、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体の自主的な活動を促進するため、こうした民間被害者支援団体に対し、必要な助言、指導などの措置を講ずるように努めなければならないこととしました。

また、この都道府県公安委員会による助言、指導などの措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、国家公安委員会が、当該助言、指導などの措置に関する統一的な指針を策定することとしました。

さらに、国家公安委員会は、民間被害者支援団体全体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保を図るため、民間被害者支援団体が組織する団体であり、民間被害者支援団体で支援に当たる者の研修や民間被害者支援団体相互間の情報交換を行っている団体（全国被害者支援ネットワーク）に対し、必要な助言、指導などの措置を講ずるように努めなければならないこととしました。

（注）全国被害者支援ネットワークは、平成10年5月設立の民間被害者支援団体の全国組織であり（18年9月、特定非営利活動法人として認証されました）被害者支援に関する協力や共助、情報の交換、教育や訓練、調査や研究、広報や啓発などの事業を行っており、20年10月1日現在、犯罪被害者等の支援を目的とする45団体が加盟しています。

【犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の推進】

犯罪被害者等のための施策の推進のためには、国民の理解と協力が不可欠です。基本法において、国や地方公共団体は、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないこととされ、基本計画においても、犯罪被害者等の平穏な生活の回復を支援する上で、各種施策の実施と国民の理解・協力はまさに「車の両輪」であるとされています。

しかし、現状では、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動は不十分で、地域ごとのばらつきも見られるところであり、「民間団体への援助に関する検討会」においても、民間被害者支援団体の活動の充実を図るためにも、国や地方公共団体は、犯罪被害者支援を促進する気運を醸成する役割を果たすべきであるとされました。

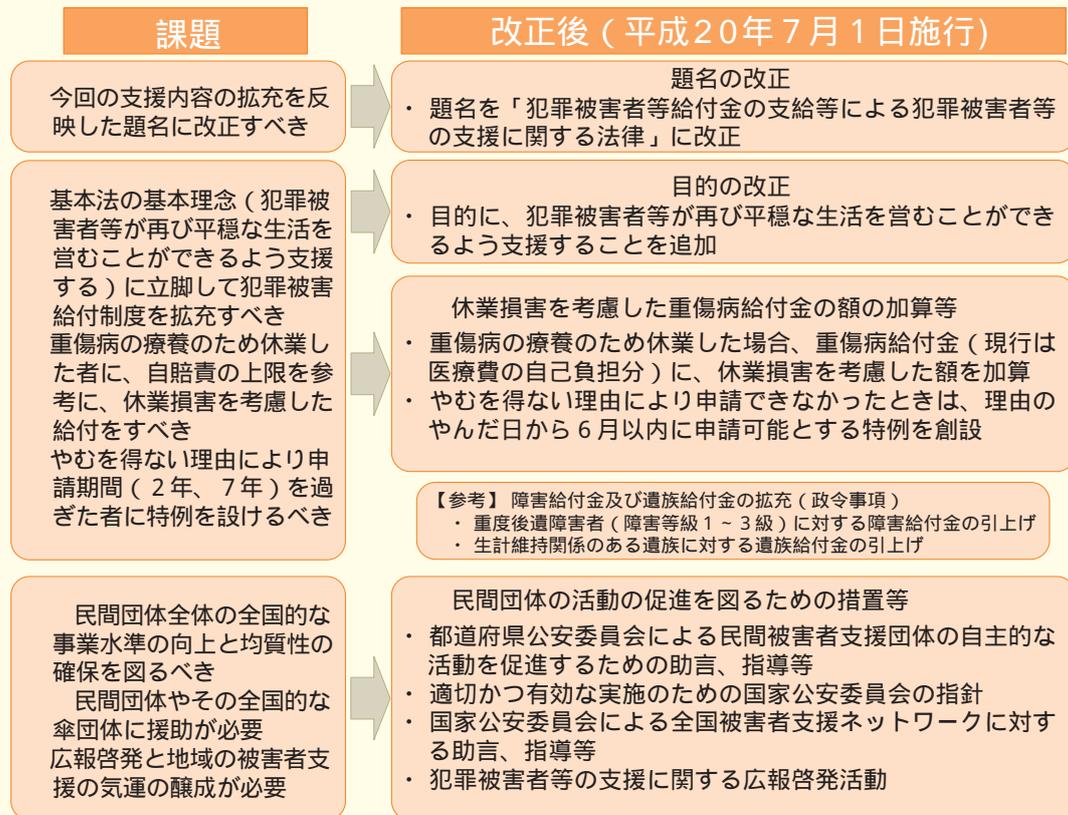
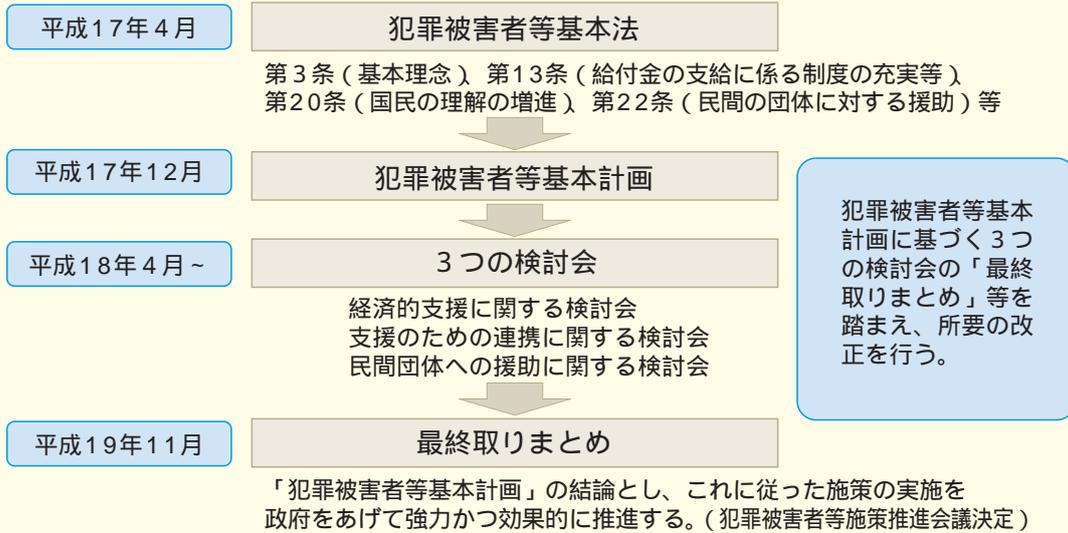
そこで、犯罪被害者等の支援全般についての意義や内容を周知し、犯罪被害者等の支援に対する理解や協力を求めるための広報啓発活動を全国的かつ効果的に推進するため、国家公安委員会、都道府県公安委員会、都道府県警察の本部長、警察署長は、それぞれの立場において、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動を行うように努めなければならないこととしました。

すでに、一部の都道府県において、犯罪被害者やその遺族による講演や犯罪被害に遭った場合に得られる支援についての広報活動が行われていますが、こうした広報啓発活動が全国で行われることにより、社会全体で犯罪被害者等を支えようという気運が醸成されるとともに、犯罪に遭われた方が速やかに各支援にアクセスできるようになることが期待されます。

以上のとおり、今回の改正により、犯罪被害給付制度が抜本的に拡充され、また、民間被害

者支援団体の自主的な活動を促進するための仕組みが整備されるなどしましたが、これらの施策により、法律の目的に反映された「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」までを視野に入れた犯罪被害者支援施策の一層の充実を図ることとしています。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（概要）



性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：、19年度 112百万円、20年度 112百万円）。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の適切な運用を指導していく。

医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、平成18年7月、地方社会保険事務局に対し、

- ・犯罪被害者等が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるかどうか、現状把握に努めること
- ・具体的にそのような事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うことを指示した。

現時点においては、このような事案に係る報告は受けていないが、仮に、そのような事例があれば、地方社会保険事務局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

今後も、地方厚生局などと連携して、引き続き適切な対応をしていく。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している。

オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）が、平成20年6月11日に可決、成立し、同月18日に公布された（公布の日から起算して6月を経過した日である12月18日から施行。平成20年法律第80号）。

これにより、オウム真理教による一定の犯罪行為（松本サリン事件、地下鉄サリン事件など）によって死亡した被害者の遺族には2千万円、当該犯罪行為により障害が残った被害者にはその障害の程度に応じて最高3千万円、当該犯罪行為により傷病を負った被害者にはその傷病の程度に応じて最高100万円が支給されることとなる。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

公営住宅への優先入居等

国土交通省において、平成17年度、配偶者からの暴力被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とするとともに、犯罪被害者等について公営住宅への優先入居や目的外使用などに係るガイドラインを策定して、事業主体の判断により優先入

居を実施するとともに、入居に関する情報提供を警察庁と連携して行っている。

機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借り上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応していく。